

資料 1

平成30年度宮崎県地域防災計画修正の主な概要

1 国の「防災基本計画」の修正を踏まえた修正

修正概要	新旧対照表 (資料3)
(1) DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の体制整備 ・県は、DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する旨を規定。	P4、P15
(2) ドクターヘリの運用体制の整備 ・県は、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点の確保等の運用体制を構築する旨を規定。	P4、P15
(3) リスクマネジメントの実施 ・企業は、災害時に果たすべき役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクマネジメントの実施に努める旨を規定。	P6、P17
(4) ボランティアの環境整備 ・県は、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図る旨を規定。	P6、P17、 P20
(5) 大規模氾濫減災協議会の活用(平成29年水防法の一部改正) ・国、県、市町村は、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、密接な連携体制を構築する旨を規定	P22
(6) 中小河川に係る水害リスクの周知 ・市町村は、洪水予報河川や水位周知河川以外の中小河川に係る水害リスクを住民等に周知する旨を規定。	P21
(7) 中小河川に係る避難勧告等の発令基準の設定 ・市町村は、洪水予報河川等について、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水予報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する旨を規定。	P22
(8) 中小河川や森林における土砂・流木対策の強化 ・県及び市町村は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤や、流木被害が発生するおそれのある森林における流木捕捉式治山ダムの設置等の対策を推進する旨を規定。	P22
(9) 他都道府県等との応援協定に係る実効性の確保 ・県が、九州・山口各県や全国知事会等締結している応援協定について、実効性を確保する旨を規定。	P3、P14

2 最近の取組を踏まえた修正

修正概要	新旧対照表 (資料3)
<p>(1) 避難行動要支援者の救護体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者の範囲を明確にするとともに、市町村の役割として避難支援のための個別計画の策定や避難訓練の実施に努めるものとする旨を規定	P5、P10、 P16
<p>(2) 「宮崎県災害時受援・応援計画」の策定（平成30年3月）に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none">・平成30年3月に策定した「宮崎県災害時受援・応援計画」により、円滑に他の県外自治体からの応援を受けること及び県内の被災市町村に対する効果的な応援を行う旨を規定。	P8、P19
<p>(3) 災害本部設置時における災害対策本部地方支部との関係の整理</p> <ul style="list-style-type: none">・現地災害対策本部が設置された場合の災害対策本部地方支部との関係を整理し、地方支部の組織は現地対策本部に包含されるものと規定。	P7、P18
<p>(4) 総務省等の策定した「被災市区町村応援職員確保システム」の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模災害で被災した市町村に対し、避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援や災害時のマネジメントの支援を行う「被災市区町村応援職員確保システム」等の制度が設けられたことから、大規模災害発生時にはこれらの制度の活用を検討するものとする旨を規定。	P3、P14